

平成28年度第6回神奈川県環境影響評価審査会議事録

日時

平成28年12月19日（月曜日） 17時00分から19時10分まで

場所

産業貿易センター 地下1階B102号室

出席委員

一ノ瀬 友博、大澤 啓志、岡村 敏之、片谷 教孝、清宮 理、
河野 忠、小林 剛、斎藤 馨、酒井 暁子、二宮 咲子、廣江 正明、
藤倉 まなみ、◎三島 万里、宮澤 廣幸、室田 昌子、吉田 聡
(敬称略 ◎会長 ○副会長)

傍聴人

22人（一般傍聴の定員25人）

議題

対象事業の諮問及び審査

ごみ中間処理施設整備事業 環境影響予測評価実施計画書について

対象事業の審査

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画 環境影響評価方法書及び条例環境影響評価方法書について

その他

一部非公開の理由

議題 (仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画の審査

- 環境影響評価項目「植物・動物・生態系」の審査で、絶滅危惧種等の貴重動植物の分布情報が取り扱われ、貴重種の保護の必要があること
- 環境影響評価項目「温室効果ガス」の審査で、発電効率に関するデータが、企業経営に関するノウハウに密接に関連するため、情報公開条例第5条第2号に該当すること
- 環境影響評価項目「土壌汚染」の審査で、敷地全体の調査が完了しておらず、調査途中のデータが含まれていること

以上3点について、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第6条第1項により非公開審議

基本的には、資料1-4の中央の下段に示しました182.1トンというのは365日で割ったときの日平均のごみ量ですので、ここから先ほど申し上げました1炉136.5トンというのを抜きますと、大体50トン弱のごみが1炉運転のときにはピットのほうに貯留されていくことになります。この貯留されたごみのピット容量が上がってきたときには、先ほど申し上げたとおり、2炉で273トンのごみを処理してまいります。ごみピットでの出し入れを考えながら、炉の操業をするということになります。

室田委員

隣に環境センターがありますけれども、この環境センターは今回の新しい計画が完成しますと、終了させるということですよ。その場合に、図面で見ますと相当規模の大きい土地が空くということになると思います。周辺の住民の方々へ与える影響は、隣にどんなものができるかということによって、少し違ってくる場合もありますので、例えば交通量が非常に発生するものができるなど、少し配慮をしなければいけないタイプの施設ができるとすれば、少し早めに、このような感じの計画であってそして両方考慮しているというようなことを、周辺の方々にも御説明いただくと大変皆さん安心されると思います。

事業者

跡地ですけれども、新しいごみ中間処理施設では、組合ではごみの収集は行いません。あくまで施設の管理をして、運用して、ごみの焼却を行うことが組合の仕事になります。厚木市としましては、その跡地で、基本的には今と同じように、ごみの収集を行う車両基地は施設として残す部分になります。新しい施設では、市民からの持込みのごみの受け付けをしないのですが、今、環境センターでは、市民の方からの通常のごみの持込み、粗大ごみの持込みも受け付けていますので、そういうことを行う土地として跡地については活用していきます。それは基本で、あとは若干なりとも余るところがあるかなというところですので、そこについてはどのように使っていくのかは検討しているところです。

室田委員

そうしますと、稼動する場所としましては、敷地面積として倍以上くらいに増えるということですが、まるまる使う予定であるということでもよろしいわけですよ。

事業者

現在は、施設1階部分の半分くらいの面積を収集車両の駐車場として使っています。それも含めて、どのような配置にしていけるか、検討中です。

室田委員

分かりました。そうしますと、一体利用ということのようですので、その一体性も少し分かりやすく御説明いただくと大変ありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

三島会長

はい、よろしくお願いたします。委員の皆様、まだまだ御意見、御質問があると思いますけれども、本日は時間の都合でここまでとさせていただきます。更に御意見、御質問等ありましたら、事務局のほうにメールでお出してください。そして事業者の方、より丁寧な説明を心がけてくださいますようお願いいたします。それでは、この案件については、次回以降更に審議を進めていきたいと思っています。事業者の方、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので御退室ください。

対象事業の審査

(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画 環境影響評価方法書及び条例環境影響評価方法書について

事務局

資料2-1「(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画 環境影響評価方法書及び条例環境影響評価方法書に係る審議資料」により説明。

事務局

事業者を紹介。

事業者

資料2-2「(仮称) 横須賀火力発電所新1・2号機建設計画 環境影響評価方法書及び条例環境影響評価方法書に係る補足資料」により説明。

三島会長

ありがとうございました。それではそれぞれ補足説明を求められた委員の方の御意見を最初に伺いたいと思います。資料2-2の0-1「発電燃料として石炭を選択した理由」についていかがですか。

宮澤委員

エネルギー基本計画に基づく「長期エネルギー需給見通し」で2030年における電力構成の割合が決まっていて、石炭火力が約26パーセントのようですが、それと今回の御社の割合との整合はどのようなことになりますか。教えてください。

事業者

今、LNGと石炭で27パーセント、26パーセントと資料2-2の1ページ※1で書いていますが、今回、JERAとしましては、LNGの方が多くなる計画で考えています。開発の地点を検討する際に、このLNG27パーセント、石炭26パーセントというのを超えないように、制限をかけながら開発するように検討したという経緯があります。

宮澤委員

御社では、この計画を実現したときに、石炭火力は何パーセントくらいの位置付けなのですか。

事業者

このあと非公開の部分でもお話しさせていただきますけれども、JERAとしてアセスメントで計画しているものをベースに算定すると、LNGと石炭の割合は約2対1で、2の方がLNGです。

清宮委員

比率の話に関しては、秘密なのですかね。ただ、もう世界的な傾向としてアメリカもヨーロッパも石炭火力の割合をもっと落とすというのが原則になっているときに、御社だけは日本の経産省に従って確保したいと。ただそれがなぜ横須賀なのですか、という話が私の質問の趣旨だったのです。燃料種ごとの工事の影響ということが理由で、ガス導管敷設の影響が特大、受入基地及びバース整備が大、というように、LNGに関しては説明されています。そして石炭に関しては小、ということですがけれども、これ、横須賀火力発電所についてはこうであるということの説明としては非常に不十分と考えます。ガス導管というものはもともと土地を改変しないで海底に埋めて元に戻しますので、何が特大なのか、大規模な土地改変という意味が理解できません。あわせて受入基地及び受入バース整備も大ということであれば、LNG基地そのものが成立しないような説明になっている気がしますので、この表現は是非変えていただきたいと思います。

事業者

影響大、小、特大と書かせていただいたのは、あくまで既設のバースを活用することに比べたら、バース整備並びにガス導管敷設は大なり特大になると。現在の石炭の計画であれば、既設のバースを活用できると、それに対してガス導管等は新しく敷設しなければならない、新たに海域工事を実施しなければならないということで、あくまで比較論で小・大・特大としています。

清宮委員

土木の関係者からすれば、新たな費用、お金がかかるというのなら理解できるのですが、ガス導管をそのまま引くことが特大な影響にはなりません。石炭との比較がおかしいのではないかと思います。要するにLNGを造って石炭と比較したときに、LNGだとガス導管を引いたりバースの整備をしたりすることで影響が大だからできないというのは、ほかにLNG基地はたくさんありますので、なぜそういう説明になるのか分かりません。

事業者

土木工事そのものが悪いという議論をしているつもりはありません。環境影響評価という観点からみますと、一つは土地改変というキーワードがあります。あとは大気であったり温排水であったり物質の排出による影響というのがあります。そのような意味で言うと、土木工事が悪いわけではなく、土地改変がたくさんありますという意味での大や特大という表現をしているつもりで、タンクを造るのであれば当然地下タンクでは掘削をしなければいけませんという意味で土地改変が多くなるとしました。我々の今回のコンセプトとしては既設をなるべく流用するというので、土地改変を極めて少なくすることが大前提です。そのような意味合いでいうと、土木工事が増えるという意味であり、土木工事が悪いという意味で書いてはいません。御理解をいただければと思います。

清宮委員

あと一言で終わりにしますけれども、いずれにしろ横須賀で石炭を導入したいというのはLNGがダメだという理由だということですね。

事業者

そうですね。

清宮委員

その全体の中で、石炭火力の比率を守るために御社としては、横須賀火力は石炭にしたいということでしょうか。

事業者

JERAとしては何地点かほかにも計画がある中で、横須賀に関しては石炭にしたいということです。

三島会長

この問題について、表現を変えるということで対応できるものなののでしょうか。

清宮委員

事業を進める上でいろいろ環境的なものはクリアしているのでかまわないと思いますが、ただこの資料2-2、2ページ表0-1-1は環境的な観点からいうと、横須賀に石炭を持ってくるといふ本質的な理由にはなっていない。火力発電所を造るときに、ガス導管を引いたりパースの整備をしたりしてはいけないという話にはならないわけです。そうしたらすべて既設のパースがあったら石炭火力になってしまいます。既設のパースがあるところに火力発電を造るとなったら石炭で良いということになります。

三島会長

分かりました。そうしましたら清宮委員の御意見をきちんと議事録に残すという形で対応させていただければと思います。ありがとうございました。

酒井委員

資料2-2、4ページ図0-2-2を見ますと1・2号機は最初石炭で、途中から重油に変えていて、3ページ【回答】に、環境への配慮、燃料情勢の変化から燃料の転換を行ってきたとあります。要するに石炭は良くないということで重油に一回変更したという過去があって、ほかの設備もずっと重油・原油で、その施設やタンクがあると考えられるのですが、資料2-2の0-1「発電燃料として石炭を選択した理由」の方では、今問題となっている石炭とLNGとの比較に話が終始しています。この重油・原油を使わないというのはどのような理由からでしょうか。

清宮委員

私も重油でいくべきだと思っていました。

酒井委員

LNGは問題だという認識でおっしゃっていましたが、重油・原油の方はどうなのですか、ということです。

事業者

重油に関しまして、確かに現状横須賀火力は重油で運転していますが、現在、IAEAの国際規定によりまして、重油の火力発電所は世界的に造れないこととなっていますので、選択肢としてはLNGか石炭しかないということです。

酒井委員

何で重油はダメで石炭は良いのでしょうか。

事業者

それは国際規定で決まっています。それがなぜかと言われますと、あくまで我々が決めたことではなくて、国際的に決まっていますので、現段階においてはLNGと石炭しか造れないというふうになっています。その中でJERAとしましては、資源の少ない日本では、一つの燃料に絞るとエネルギーセキュリティ上リスクがあるということで、LNG、石炭をそれぞれバランス良く造っていくことは重要だと考えています。

三島会長

それでは0-2「横須賀火力発電所稼働開始からの全基の利用状況」の方に行きたいと思います。

斎藤委員

資料、ありがとうございます。稼働率は社外秘だということですが、これで全体の雰囲気分かりました。資料2-2の4ページ図0-2-2で、昭和51年から55年に飛んでいるのですが、この間はデータがないという意味なののでしょうか。

事業者

すいません。表が飛んでいますが、データの内容は、全く同じ状況で運転しています。波線を入れておけば、分かりやすかったと思いますが。

斎藤委員

分かりました。

三島会長

それでは0-3「大気汚染物質の排出量等の低減の程度とその理由」に行きたいと思います。

河野委員

資料、ありがとうございました。これで知りたいことはある程度わかったのですが、もう一つ。結局、灰分だとか硫黄分だとか窒素酸化物というのが、かなり効率の良い集じん装置によって、排出濃度と量が減少し、汚泥についても産業廃棄物として適正に処理すると書いてあるのですが、処理したものが例えば埋立だけで処理されるのか、それが再利用されるのか、そういうことを是非教えていただければと思います。

事業者

汚泥に関してという御質問ですか。灰についてでしょうか。どちらもでしょうか。

河野委員

どちらもです。

事業者

汚泥につきましても、灰につきましても基本的にはすべて有効利用する予定です。産業廃棄物処理会社に出しまして、有効利用するという計画で進めています。

河野委員

具体的にどんな形で有効利用されるのですか。

事業者

灰でしたら基本的にセメントや土木材です。汚泥に関しましては、セメント会社ですとか、鉄鋼原料としてリサイクルする会社がありますので、そういったところに有効利用として処置をしていただくということを計画しています。

河野委員

はい、分かりました。どうもありがとうございます。

三島会長

それでは、6-4「両生類の調査時期及び事業実施区域内での産卵の可能性」にまいりたいと思います。

大澤委員

資料、ありがとうございました。ちょっと、ピントがずれているというというか誠意がないという印象です。一つは、調査時期、5月になぜ行わなかったかの理由を示して欲しいことに対してのきちんとした回答がなかったということ。経産省の「発電所に係る環境影響評価の手引」を確認すると、両生類に関しては、「両生類の一部は卵・幼生により種を同定することが可能なため、産卵期に卵塊の観察も併せて行う。」と明記されているのですが、それがなされていないということに対しての回答がなかったということです。なので、この結果を基に評価項目から外すということは非合理的話だという印象があります。それから、資料2-2の8ページ【回答】で、鳴き声を確認しなかったということですが、そもそも繁殖期にしか鳴かないので、その時期に調査していないと鳴き声の確認はできませんというのが一点。

それから水域として、水域の状況をお知らせいただいて、まず、ないだろうという可能性を示して欲しいと言ったのですが、「コイを飼育していた」と過去形ですが、いつまで飼育していたのですか。そこが示されないと、なんとも言いようがないというのが一点です。それから構造などをいろいろ示してくれるのかなというところとぜんぜんそれがなくて。池の構造ですとか水深ですとか、航空写真で見ると、池から上の方に水路がぐにゃぐにゃと伸びているように見えたのですが、その事実関係も良く分からないまま、ずいぶん邪険に扱われたという印象があります。

それから哺乳類の調査で、四季に目視観察しているので、いれば確認できるだろうという回答ですけれども、哺乳類の調査を2月の2日から4日に行っていると方法書に書いてありまして、どうみても早すぎます。多くは2月の中旬から3月にかけて産卵するはずなのですが、どうみても外れているので、この調査をもっていないと言い切ることは、ちょっと無理があります。

事業者

前日も若干、御説明させていただいて、すいません、ちょっと誠意ない回答となっているかもしれませんが、そもそも論として、我々としては発電所の敷地の中では両生類が生存できるようなところがないと基本的に考えています。まあ、そういった意味で、敷地の中で調査をやる必要はないだろうというのと、確かに、手引きにも書いてありますけれど、基本的には、動物の調査ができる人というのは、基本的には昆虫もできるし哺乳類もやるし、両性類、は虫類もやるというような調査員がほとんどでして、効率よく回すために哺乳類の時に兼ねてやると当初から考えていましたので、このような回答になっています。

水面については、確かに航空写真で見てくださいと、冷却用の深い水路がありますけれども、そちらは当然のことながら両生類が住めるところではないと考えています。人工池で「コイを飼育していた」と過去形になってしまったのは、この場所は現在東京電力パワーグリッド株式会社の敷地となっていて、そちらの一部準備工事が始まっていて、現在人工池はありません。ですので、人工池がある時には、ずっとコイを飼っていたという状況でして、途中で飼うのを止めているからその後可能性があるという意味ではありません。あと、その他の水路としましては、排水側溝等がありますけれども、排水側溝については、基本的にはグレーチングで蓋がしてあり、両性・虫類が仮に落ちてしまっても、這い上がって来られませんし、中で産卵をするようなものではないということ、雨が降らなければ乾いているような状況で、適地ではないだろうということ、発電所の敷地では、森の方は可能性があるけれども、工事用地については両生類については適地ではないと考えています。

大澤委員

ただ、調査ができていないのですよね。人工池についても、写真等も示されないままで、いつまでいたかという回答も、結局、今なかったので、調査の時にはコイがいたということですが、きちんと書いてくれないので、言葉を信じて良いのか不安があります。

事業者

申し訳ありません、今現在、人工池はつぶれてないものですから、そのように回答してしまいました。なくなる直前までコイは飼っていました。

大澤委員

人工池から上に、水路が伸びているように見えたのですが、それは。

事業者

基本的に、人工池を運用している時、大分昔、発電所が運転している時ですけれども、池に水を供給するために水路がありました。今は、水を供給していないような状況でして、カラカラの水路です。水がある場所という意味ですと、人工池のみです。

大澤委員

分かりました。それを丁寧に言って欲しかったのです。時期については不満が残るので、この時期に調査していないという事実はどこかできちんと書いておいて欲しいと思います。

三島会長

はい、分かりました。事業者の方よろしくお願い致します。

斎藤委員

両生類について、方法書の段階で事業者がもう扱わないとする場所であれば、調査から外せるというのが、環境影響評価法ですよ。今話を聞いていると、その対象ではないかと思いますが。

事務局

環境影響評価法では、方法書の段階で調査・予測・評価の議論をし、その議論の結果を受けて、調査を行い、予測評価をした上で、その結果を準備書で示すというのが、一般的なパターンです。ただし、それに限られるということでは、当然ありません。今回事業者の方でティアリングを御検討いただいて、配慮書あるいはその前の段階である程度の調査をして、その調査結果を踏まえて、後段の方で省略できるものはしていこうという考え方でして、そのような方法も、アセスメントの制度としてあります。ただ、ティアリングをする時に事前に行った調査結果が妥当なのかとか、そこに対して十分な御説明をしているのか、ということについては、今御議論いただくと考えています。

斎藤委員

環境影響評価法ができたときに、スコーピングでメリハリのある評価項目を決定するというプロセスになったと思うのですが、調査項目から外すのであればその説得材料等を準備された方が良いと考えるが、そのようにはお考えにならなかったのでしょうか。

事業者

先ほども申しましたように、基本的には乾いた土地と言いますか、人工の改変地として、池も人工的なもので、なおかつ、ある時期、コイを飼っていたという事実もありますので、適していないというのは、かなり明らかなとは思っています。そういう意味では、確かに調査は、御指摘のとおり、完璧にはなされていないのは事実ですけど、仮にそうだとすると、このようなところで、多分住めないと思いますので、そういう意味も含めまして、我々としては両性類だけではなく他の生物も含めまして、一年間きちんと調査を行っています。ティアリングと先ほど御紹介がありましたけれども、補足的な簡単な調査ではなく、きちんと調査をした結果をもちまして予測・評価の対象とはしないということで、今現在考えています。

三島会長

それではこの問題につきましては議事録に残していただいて、また準備書の段階で事務局と詰めていただければと思います。よろしく願いいたします。

片谷委員

この方法書の予測評価の方法に関する記載はかなり簡便に書かれている印象がありますが、特に、環境影響評価における評価の方法についての記載で、ほとんどの項目について事業者が実行可能な範囲で回避又は低減されているという記載になっていると思います。多分「事業者が」とは書いてなくて「実行可能な範囲内で回避又は低減する」ということですね。けれども、経産省の主務省令を見ましても第26条には評価の手法の選定における留意事項が書かれていて、そこには「事業者により実行可能な範囲内で『できる限り』回避され、又は低減されているものであるかどうか検討する」とありますが、この方法書には「できる限り」という表現がなくなっています。

これは神奈川県技術指針にも明記されていることで、実行可能な範囲でできる限り回避・低減ということが明記されていますけれども、この方法書には、後ろの条例方法書の部分にも「できる限り」は書かれていない。これはちょっと穿った見方をすれば「できる限り」ではなく、「最低限の回避又は低減をする」という意味だと解釈できなくもないので、これは事業者として環境保全を十分に行おうという意思が表れている表現とは言い難いというように見えています。事業者の意思は別のところにあって、きちんと行うつもりでいらっしゃると思いますけれども、やはりこのような凶書は記録に残るものですし、住民の方々もご覧になるものですから、最大限実施するという姿勢を示す文言の「できる限り」をあえて消された理由を御説明いただきたいです。

事業者

申し訳ありませんでした。数々のアセスメントを我々やらせていただいておりますが、当初から「可能な限り」という意味が「できる限り」を含んで、「最大限やる」という意味で、他の先行する地点でも、こういった表現を実は使っていました。委員がまさしくおっしゃるとおりですので、以降、反省して、言葉に忠実に実施していきたいと考えています。申し訳ありませんでした。

片谷委員

ありがとうございます。正にそれが事業者としての環境保全に対する取り組みの姿勢を表現するもので、従来、他のアセスでもそういう表現があったということは認識しています。やはりこれは重要な点なので、最近、他の案件の審査でも同様の発言をさせていただいています。この事業は、周辺住民だけでなく、国民の関心の高い事業ですので、表現についても、できるだけ気を配っていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

三島会長

事業者の方、よろしく願いいたします。

廣江委員

先ほどの0-1の案件のLNGのところ、大型船という表現があります。現在の港湾の規模では、小さな船を使用されるということですが、船舶からの騒音影響については明確な測定事例が殆どなく、影響が小さいかどうか判断できない。もし、船舶騒音の資料があるのであれば、可能な範囲で提示して頂けないでしょうか。

また、片谷委員のご指摘とも重複しますが、工事騒音、振動の影響を計測するのに、なぜこの場所なのかと疑問に思うところがあります。方法書の6-50 [390] ページの調査地点で、1点だけ建物の裏側に配置されています。この場所では、評価すべき工事現場が正確に計測できないのではないかと疑われます。御検討いただけるとありがたいです。

事業者

まず、騒音の今御指摘いただいた方法書の6-50 [390] ページの点ですが、そちらの中央の点を選んだ理由についてですが、この正にこの点上の左側と右側で騒音の規制値が違うことから設定しています。先ほど、動物でありましたとおり、山側ということで騒音規制値は、そこの右側が工業専用地域となりますので、その規制値が違うということで、この点を設定しています。さらに建物の影になるのではないかとということですが、今回新しくできる設備が6-50 [390] ページで言いますと、久里浜（九）と書かれている、要は敷地の中の北側に新しい設備ができるので、この点を選んでいます。敷地境界の規制値が違う点、並びに新設設備を考えますと北側に寄せたほうが良いだろうということで点を選んでいます。

廣江委員

確認ですが、2-8 [10] ページ、第2.2-5図に発電所の配置計画の現状と将来の図があります。この測定点は東京電力パワーグリッド、地域供給変電所の左側にあたり、改変前と改変後では北側に建つタワーが撤去されるように見えます。撤去工事の音を正確に計測できる場所が良いのではないかとということで申し上げました。

事業者

タワーのようなものが撤去されるという点ですけれども、4つの丸がまずそもそも何かということですが、こちらは今、発電所に供給している水を貯めるタンクでして、これも新しく造るので、こちらは撤去する計画です。

廣江委員

タンク撤去に伴う工事騒音が出るのではないですか。

事業者

今回の環境影響評価に関しまして、まず新設を造るために先行して撤去工事をやるので、こちらは先に撤去するというところでして、本環境影響評価に関しましては新設と重なる部分の撤去工事は対象となるのですが、その前にこちらのタンクは撤去してしまうという計画です。

廣江委員

見通しが悪いのではないかと疑問がありましたが、了解しました。

三島会長

この補足資料については、この程度としたいと思います。

これ以降は、非公開とすべき内容について審議したいと思います。

事業者

資料2-2「(仮称)横須賀火力発電所新1・2号機建設計画 環境影響評価方法書及び条例環境影響評価方法書に係る補足資料(非公開)」により説明。

小林委員

資料の御提出ありがとうございました。1点確認と2点コメントをさせていただきます。1点は図面を見せていただきまして、形質変更計画のない部分も汚染が見られているのですが、この箇所も含めて、きちんと今後適切に管理されるという理解で良いのかどうか。

あとは確認ですが、工事中も適切に飛散防止と管理をしっかりとっていただきたい。それと、土壤汚染があるということが図書にも書かれていますので、住民の不安につながらないように、土壤汚染対策法に基づき適切に管理というだけでなく、健康影響が生じないように適切に管理するというような文言をどこかに入れていただいた方が良いと思いました。

事業者

貴重な御意見ありがとうございます。コメントとしていただきました健康被害が生じないようとか住民によく配慮して今後も図書の作成に努めていきたいと考えています。それと1点、確認という意味ですが、形質変更計画のないように見える部分も掘削の範囲です。ちょうど建物と建物との隙間ではありますが、ここも掘削する範囲として現在は計画しています。ただ、この点に関しましては、本当に掘削するののかどうかは、これから詳細設計を進めていく中で決定したいと考えています。現在は一応掘削範囲として書いています。少し図面が見づらくて申し訳ありませんでした。

三島会長

それではハヤブサのところ、一ノ瀬委員いかがでしょうか。

一ノ瀬委員

はい、詳細な資料をいただきありがとうございます。今日御説明いただいて結論から申し上げますと、今回、影響が極めて小さいとそれぞれ判断されていますけれども、極めて不適切であると思います。理由は沢山あります。例えば行動圏、今日いただいた図を見たら、もう正に生息の核心地ですね。それなのに影響はないだろうと。そのようにそれぞれ評価をされて、予測をしてらっしゃるのですが、これは予測ではなくて希望だと思えます。生息場所として工事中或いは工事後も影響がない、そして、繁殖失敗したにもかかわらず共存していたのではないかなという希望です。その後の年は調べてないですけれども、もう1年後に繁殖期に繁殖しなかったからやっぱり関係ないのではないかなという希望ですね、あくまで。ですので、これはデータに基づいた評価

ではなくて、データに基づけば、どうやら結構大事そうだという結論にならざるを得ないので、データを無視してとにかく関係ないという結論が先にあるというのが私の印象です。学生のレポートだったら猛烈に怒るところです。

あと、餌資源についても調べていただいております。ただ、丁寧にいろいろ調べていただいて、私が挙げたものについてもそれで別に結構なのですが、資料2-3の58ページ表6-3-1で、大きな鳥類を除いた餌量というのを推定していただいて、餌場所として、調べた範囲では餌量が足りなくて破綻しているとおっしゃっていて、正にそのとおりだと思います。ですので、やはりきちんと調べなくてはいけないというのがその後に来ると思うのですが、このようなわけで結局全く影響がないという結論で、どうしてそのような結論になるのか全く分からないというのが私の今日の印象です。

事業者

ありがとうございます。我々としては、あくまでも調査をして、例えば平成25年の繁殖期については、近傍で工事をしていた、これは事実です。そして、なおかつ発電所も運転していました。これも事実です。こういった事実からするとその時点では発電所と共存していたということはおかえりということも、これもまた事実だと我々は認識しています。そして、平成26年は飛びましたけれども27年の営巣期については営巣の状況は確認されていないということ。26年ももう一度言いますと、途中で営巣を放棄しているということで繁殖については一度も成功していないということが一つ、これも調査結果に基づいた事実です。更に言うならば、先ほどから餌のところ若干補足で御説明したのですが、発電所のアセスメントというのは、やはり発電所の敷地を中心にして調査が限定されてしまうと。一方、一例として非営巣期の行動圏が5キロ平方メートルから6キロ平方メートルあるということは事例としては調べて参りましたが、これ地点によって10キロ平方メートル以上であったりとか、まちまちでして、この範囲すべてアセスメントのレベルで調査し尽くすのは非現実的ですし、今までも行っていませんし、これからも現実的にできない。じゃあ、何キロ平方メートル調べれば良いのかということになってしまっていて、あくまで我々は我々の事業を行うところで最大限の努力をするということです。例えば飛翔図を見ていただくと分かりますけれども、我々の調査範囲の外で途中で見失っている矢線が数多くあります。よく見ていくとこの敷地で飛翔が多くなるのは当然で、だからと言ってほかに出ていないとはならないわけです。そして、あくまでも予測評価と言いますが、基本的にほとんど改変をしないという事業として、樹林地についても5パーセントしか改変しない。草地についてもほとんど100パーセント戻します。簡単に言いますと、八ヤブサも含めた他の猛禽類の餌となります鳥類の生息場所はほとんどいじらないと、これもまた事実です。あとは、いろいろ事例がありますが、他地点の事例で工事中にもかかわらず繁殖したという事例がある、これもまた事実です。というように我々は考えています。

最後になりますけれども餌量の評価のところにつきまして、「破綻している」というのはちょっと言い方が失礼かもしれないのですが、何が言いたかったかと申しますと、我々はあくまでも発電所のところだけに着目している関係から、発電所のところの餌量だけを例えばカラス類以上を除いてしまうと、我々が今現存量として出している資料としては更に小さくなりますので、発電所はそもそも適地かどうかということは言えなくて、より広い範囲を使っているだろうということは容易に想像できるということを裏返して書いたということとして、表現がまずかったかもしれませんが、そういった諸々考えますと、我々としては極めて小さいという判断になります。

一ノ瀬委員

もう余り時間もありませんので、一個一個やると相当長くなりますし、別に私は実はそうしたいのですが、そういうわけにはいかないでしょうから、ただ事実はおっしゃるとおりです。そういった事実が観察された、共存したという表現がどうかということは置いておく必要があるのですが、ただ、であるからこそ、影響が予測されるのです。そこが大きな違いです。なので影響しないという結論になる理由が分かりません。いたわけですから。いなかったら結構です。いないので必要性ありません。ただ動物・植物・生態系を評価項目から外しているわけですね。でも、いたのだけ十分だということの説得材料になっていませんというのが私の主旨です。別に事実を否定していません。

事業者

そちらについても、先ほど補足で説明しましたとおり、樹林地、緑をやられている委員はよく御存知だと思いますけれども、緑というのは大きく木本と草本があるのですが、木本の樹林地については回復が遅いものですから、植えてもすぐに大きくならないということもありますので、なるべく改変しないのが良いだろうということです。当たり前の話ですけれども。そういった観点から言うと、そもそも論で、現地を見てよくわかると思いますけど、非常に自然度の高い丘陵地、これ全緑地の84パーセントを占めますけれども、こちらは一切いじらないところの一つと、残り16パーセントの緑地が発電所構内にあるのですが、5パーセントしか、樹林についてはいじらないということで、95パーセントは保全されているということです。

草本については、確かに一時的な使用ですとか、掘削したりして20パーセントから30パーセントくらい失われますけれども、現場をよく見ていただければ分かる通り、工事中でも当然、一過性で例えば造成した後は一時なくなりますけれども、すぐに草本は回復しますので、そういった意味で言うと草本は余り影響なからうと考えますと、鳥類、特に猛禽類の餌となる環境は保全されている。といったことも併せて考えれば自ずとこういう結論になるのかなという意味です。改変前と改変後で樹林地はほとんど変わらないということをもう少し加味していただければというふうに思います。

三島会長

この問題につきましては多分他の委員からも御意見が出ると思いますので、事務局の方でこれを集めまして事業者と交渉していただきたいと思います。お願いいたします。

最後になりましたが、温室効果ガスについて、吉田委員、お願いいたします。

吉田委員

発電効率指標の達成見込みに関しては、このようなデータを出していくということが環境影響評価をコミュニケーションツールとして利用する上で大事だと思いますので、是非出していただきたい。今回非公開ということですが、出していただきたいと思いません。

また、電気事業低炭素社会協議会への参加と取組についてですが、質問中の「グループ全体の取組について」というところも大事に扱っていただきたいです。前回の審査会で、配慮書の時点では東京電力の名前で出ていたのに対して、今回の方法書はJERAですかどちらですかという話をしたと思うのですが、JERAとしての姿勢についてはここの回答で分かったのですが、グループ全体の取組というかたちで是非説明していただきたいと要望します。

三島会長

事業者の方、よろしいですか。

事業者

まず一点目の、こういうデータを出していくことがコミュニケーションツールとして重要だということは我々も十分承知はしていますが、やはりこのデータは今回の事業計画根本の機密のデータとして取り扱わなければいけないものですので、出せるものならば我々としても出したいと思いますが、今回は非公開とさせていただきます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、グループ全体の取組については、今後の検討事項として、準備書、その先の評価書の段階で検討させていただいた結果をお示ししたいと考えています。

事業者

一点だけ補足させていただくと、書く書かないはあるのですが、取組の姿勢はグループ全体で全く同じですので、心配ないでいただきたいと思います。

三島会長

それでは、この案件につきましては次回以降更に審議を進めていきたいと思えます。

事業者の方、お疲れ様でした。事務局が御案内しますので御退室ください。

本日の議題は以上となりますが、ほかに何かありますか。特にないようですので、本日の審査会はこれで閉会とします。

以上

[このページの先頭へもどる](#)

Copyright(C)-2014KanagawaPrefecturalGovernment.Allrightsreserved.

いいね! 0

ツイート

このページに関するお問い合わせ先

環境農政局 環境部環境計画課

[環境農政局環境部環境計画課へのお問い合わせフォーム](#)

環境影響審査グループ

電話 045-210-4070